

下水道排水設備指定工事業者のみなさまへ

向日市上下水道部下水道課からのお知らせ

「向日市公共下水道条例の一部」が令和2年7月1日から施行されることに伴い、**排水設備確認申請審査等手数料**の納付が必要になります。

区分	排水設備確認申請審査等手数料
便器が3個以下の場合 (便器を設置しない場合を含む。)	1申請につき 5,700円
便器が1個増すごとに	400円

申請例 1 個人宅
1階に便器 1個
2階に便器 1個の場合
申請手数料 5,700円
加算便器なし
合計 5,700円

便器が3個までであれば1個でも5,700円の手数料が必要となります。

申請例 2 集合住宅
計6戸の集合住宅
各戸に便器が1個の場合

申請手数料 5,700円

加算便器 $6個 - 3個 = 3個$
 $400 \times 3個 = 1,200円$

合計 6,900円

向日市公共下水道条例施行規程の定めにより、確認申請書の様式が変更となっておりますので、今後の申請にあたっては様式の変更をお願いします。

◆問い合わせ先

向日市上下水道部営業課・下水道課

TEL:075-931-1111(代表)

排水設備計画工事確認申請書（様式第1号）の様式変更について

向日市公共下水道条例施行規程の定めにより、排水設備計画工事確認申請書（様式第1号）が下記の様式に変更されました。（令和2年4月1日告示）

今後の申請にあたっては、様式の変更をお願いします。

また、令和2年7月から排水設備確認申請審査等手数料の納付が必要となりますので、手数料の根拠となる便器の数を記入して下さい。

様式第1号

課長	主幹	副課長	係長	調査・確認	受付	受付番号	受付年月日	完了検査	確認
						第 号	年 月 日	年 月 日	
排水設備計画工事確認申請書						持家 借家 借地で持家 家庭汚水 営業汚水 工業汚水 家庭・営業併用 家庭・工業併用 その他 くみとり 浄化槽 新築 既建替 改造 増築 分設	工事予定	年 月 日	
(宛先) 向日市長							完了予定	年 月 日	
申請者						指定工事業者名及び印	責任技術者名及び印		
住所 フリガナ 氏名 職業及 商号 電話									
土地家屋 所有者 (設置義務者)						住所 氏名 電話 水道番号	排水設備番号		
住所 フリガナ 氏名 電話									
次のとおりの計画により、排水設備工事を施工したいので、向日市公共下水道条例第5条第1項の規定による計画の確認を申請します。						便器の数	確認	住所	
						個		電話	
審査等手数料						確認	水道番号		
円						取納日			
審査等手数料受領番号						排水設備番号			
備考									

※二重線で囲まれた部分は申請者で記入してください。※家屋所有区分、汚水区分、改造区分の該当するところに○してください。

便器の数を記入してください。

排水設備施工場所		処理	北 向 日
向日市 町		分	南 向 日
		区	久 世 ・ 中 久 世
			羽 東 節
		供用	年 月 日
		年月日	
		検査済	-
		証番号	
		完了	年 月 日
		年月日	
		使用	年 月 日
		開始日	
		備考	

備考

枠内を記入してください。

様式第1号は、本市のホームページからダウンロードできます。

◆問い合わせ先

向日市上下水道部営業課・下水道課 TEL:075-931-1111(代表)